

第9章 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、土地利用特例を考慮した都市機能の復旧及び社会経済活動の早期復旧を柱とし、その実施を図るものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 実施責任者

市長その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。

2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- ウ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- カ 下水道災害復旧事業計画
- キ 公園災害復旧計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。なお、事業別国庫負担及び補助率は、道地域防災計画に定める基準による。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、市は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

5 応急金融対策

(1) 農林業応援融資

ア 天災による被害農林業者に対する資金の融資は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）を適用し、低利の経営資金の融資を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進する。

イ 農林漁業金融公庫資金の活用を図り、更に農業経営維持安定資金の長期低利資金の導入を行い、農業経営の維持安定を図る。

ウ 農地等の災害復旧資金として、土地改良資金、果樹植栽資金、林道復旧資金、農林漁業者の共同利用施設復旧資金等長期低利の資金の導入を図る。

(2) 生活確保資金融資

災害を受けた低所得者等に対する資金の融資、貸付金等の対策は、次によるものとする。

ア 生業資金の貸付

市は、被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金その他小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

(ア) 救助法による生業に必要な資金

(イ) 生活福祉資金

(ウ) 災害援護資金

(エ) 母子・寡婦福祉資金

(オ) 応急援護資金

(カ) 国民生活金融公庫資金

イ 罹災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子世帯等で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合は、住宅を補修し、又は非住家を住家に改造する等のための資金を

必要とする世帯に対して、次の導入に努めるものとする。

- (ア) 生活福祉資金の住宅資金
- (イ) 災害援護資金又は災害復興住宅資金
- (ウ) 母子・寡婦福祉資金の住宅資金

(3) 応急金融の概要

応急金融の融資の名称、取扱機関等の概要は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画に定めるところによる。

6 罹災証明書の交付

被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の支払を受けるために必要となる罹災証明書について、早期に被災者に交付するものとする。

- (1) 災害が発生したときは、被災状況を調査し、これを罹災台帳とする。
- (2) 罹災証明書交付申請書により申請があった場合は、罹災証明書を発行する。
- (3) 市は、大規模災害の発生による罹災証明書の発行を想定し、準備しなければならない。
- (4) 罹災証明書の発行に関する基準については、国内の罹災証明の基準と格差を生じさせないよう、先進自治体の例を参考に事務を行うものとする。
- (5) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

7 被災家屋調査

前項の罹災証明発行に係る被災家屋の調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成26年3月・内閣府）」に基づき行うものとする。調査の実施にあたり次に掲げる事項に基づき準備し実施する。

- (1) 調査員となるべきもの 建築士、税務・家屋評価経験者等
- (2) 用具(下げ振り、メジャー、筆記用具、画板、デジタルカメラ、画像保存用のメモリ、被災した地区の地図、養生テープ、赤白(測量)ポール、水平器、アルミスタック)の準備
- (3) 被災家屋リストの作製(床面積の登録)及び所有者の一覧、調査行程表の作製
- (4) マニュアル「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成26年3月・内閣府）」(地震・洪水別)の用意
- (5) 調査実施前の「研修会」の実施
 - ア 講師：北海道の職員若しくは、被災家屋認定経験者(地震・洪水別)による
 - イ 基準：地域特性を考慮しなければならない家屋設備は、研修会において、協議調整し、考え方を統一する。

- (6) 市単独で調査することが困難な場合は、北海道へ支援要請を行う。
- (7) 調査実施後の調査票の保存
- (8) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

8 調査員の育成

市長（担当：市民部、建設水道部）は、計画的に調査員を育成するものとする。